

◇利子補給制度について

この制度を利用して、事業資金の貸付を受けた企業の金利負担を軽減するため、借入利息の一部に対して助成を行っています。

ただし、市外移転、廃業、代位弁済等の事由により融資要件に該当しなくなった場合は利子補給の対象になりません。また、繰上返済により利子補給金受領済みの期中に戻し利息が生じた場合は、戻し利息分に相当する利子補給金を返還していただきます。

- 利子補給率 — 年利3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方
- 補給方法 — 利子補給金は毎年上期（7月末）と下期（1月末）の年2回集計し、概ね2ヶ月後にご利用の金融機関を通じて口座に振込みます。

◇市内取扱金融機関一覧 — 順 不 同 —

千葉銀行佐倉支店	484-2131	東京東信用金庫臼井支店	487-3017
千葉銀行志津支店	487-1231	千葉興業銀行佐倉支店	486-3141
千葉銀行うすい支店	462-1177	佐原信用金庫佐倉支店	486-1131
千葉銀行ユーカリが丘支店	461-8111	銚子信用金庫佐倉支店	485-1104
千葉信用金庫佐倉支店	484-2021	三井住友銀行佐倉支店	
千葉信用金庫志津支店	487-7281	(窓口：千葉法人営業部 227-1113)	
京葉銀行佐倉支店	486-3311	みずほ銀行ユーカリが丘支店	
京葉銀行志津支店	489-2211	(窓口：首都圏エンゲージメントオフィス 03-6632-1051)	
京葉銀行うすい支店	461-7121	三菱UFJ銀行志津支店※	
京葉銀行ユーカリが丘支店	461-1021	(窓口：千葉支社 222-0136)	

・上記支店のほか、佐倉市に隣接する市町内の支店での取扱が可能な場合があります。事前に産業振興課までご相談ください。

《 経 営 相 談 》

佐倉商工会議所では、創業、経営、金融（資金繰り）、税務（記帳・節税対策）、労働管理、取引、専門家による相談など企業経営にかかわることなら、何でも相談できます。どうぞご利用ください。

創業される方

- [経営]・・・開業相談（創業指導、創業セミナー、事業計画書作成指導、専門家派遣など）
- [金融]・・・金融（創業資金）相談（日本政策金融公庫・県制度・市制度融資など）
- [税務、経理]・・・税務、経理相談（税務手続き相談、税理士相談会、記帳継続指導など）

すでに事業を営んでいる方

- [労働]・・・労働管理（労働保険事務組合・従業員の福利厚生の充実に図りたい場合など）
- [税務、経理]・・・税務、経理相談（税理士相談会、記帳継続指導、節税対策など）
- [金融]・・・金融相談（日本政策金融公庫・県制度・市制度融資など）
- [経営]・・・経営革新や販路拡大（各種セミナー、専門家派遣など）

< 佐倉商工会議所 中小企業相談所 >

日 時 月～金曜日 午前8:30～午後5:00（年末年始・祝日を除く）
場 所 佐倉市表町3-3-10 佐倉商工会議所
連絡先 TEL：043-486-2331 FAX：043-486-5963
E-mail webmaster@sakura-cci.or.jp